クレーン・電気チェーンブロックの法令と規則

電気チェーンブロックは設置、使用される形態やつり上げ荷重（または積載荷重）によっては、クレーン等安全規則でいうクレーンに該当し、その製作、使用、検査、整備については、クレーン等安全規則の適用を受けることになります。

●クレーン（トロリ付で電気チェーンブロックを使用した場合）…吊り上げ荷重500kg以上
●簡易リフト…積載荷重250kg以上
●その他（移動式クレーン・デリック・エレベーター・建設用リフト等）

→クレーン等安全規則及び他の法令規則が適用されます。

電気チェーンブロックをトロリなしで使用し、荷のための搬器がないか、搬器があってもその昇降をガイドする物がない場合にはクレーン等安全規則の法律に該当しません。

(操特) クレーンの操作に関する特別の教育を受けた人。 (免) クレーン運転士免許所持者。 (技) 5t以上の床上操作式クレーンを操作するための技能講習修了者 (玉特) 玉掛けに関する特別の教育を受けた人。 (玉) 玉掛け技能講習修了者 (職) 職業訓練法に基づく玉掛科の訓練を修了した人。 (労) その他労働大臣が定める人。

法令規則に規定される義務の種類➡		設置段階の手続義務 製造者の資格			使用する段階での必要資格		保守点検及びその記録保存の義務
規定の義務を果たすべき者、又は資格を必要とされている者➡		製造者	クレーン等を使用する事業者		クレーンを操作する人	玉掛けをする人	クレーン等を使用する事業者
クレーン又は簡易リフトの種類・定格荷重 ↘	資格・手続の種類等➡	製造許可	設置届～検査証具備迄	設置報告荷重試験	(㊟事業者は、資格のないものを当作業につかせてはなりません)		
クレーンのうち床上で運転し、かつ運転者が荷の移動とともに移動する方式の物、又は跨線テルハで、吊り上げ荷重が	0.5t 未満				規定なし	規定なし	
	0.5t 以上1t 未満			○	(操特)か(技)か(免)	(玉特)か(玉)か(職)か(労)	○
	1t 以上3t 未満			○	(操特)か(技)か(免)	(玉)か(職)か(労)	○
	3t 以上5t 未満	○	○		(操特)か(技)か(免)	(玉)か(職)か(労)	○
	5t 以上	○	○		(技)か(免)	(玉)か(職)か(労)	○
クレーンのうち、上記に該当しない物で、(例:遠隔操作)吊り上げ荷重が、(スタッカー式は除く)	0.5t 未満				規定なし	規定なし	
	0.5t 以上1t 未満			○	(操特)か(技)か(免)	(玉特)か(玉)か(職)か(労)	○
	1t 以上3t 未満			○	(操特)か(技)か(免)	(玉)か(職)か(労)	○
	3t 以上5t 未満	○	○		(操特)か(技)か(免)	(玉)か(職)か(労)	○
	5t 以上	○	○		(免)に限る	(玉)か(職)か(労)	○
クレーンのうち、スタッカー式クレーンで、吊り上げ荷重が、	0.5t 未満				規定なし	―	
	0.5t 以上1t 未満			○	(操特)か(技)か(免)	―	○
	1t 以上5t 未満	○	○		(操特)か(技)か(免)	―	○
	5t 以上	○	○		(免)に限る	―	○

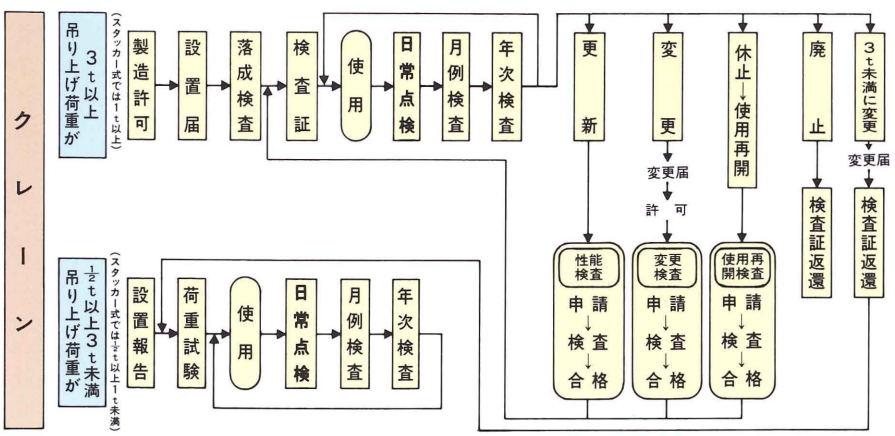

注意 製品のご使用に際しては、梱包の中にある取扱説明書を習熟してから、正しくお使いください。

象印チェンブロック株式会社
URL ： http://www.elephant.co.jp

本社工場 〒589-8502 大阪狭山市岩室 2丁目180番地
TEL.(072)365-7771 FAX.(072)367-2053
札幌営業所 TEL.(011)824-2821 FAX.(011)824-3115
仙台営業所 TEL.(022)284-5610 FAX.(022)284-5603
北関東営業所 TEL.(048)527-3086 FAX.(048)527-3058
東京営業所 TEL.(03)3633-0176 FAX.(03)3633-1583
静岡営業所 TEL.(054)286-3128 FAX.(054)286-3129
名古屋営業所 TEL.(052)916-1801 FAX.(052)915-6720
大阪営業所 TEL.(072)365-7771 FAX.(072)367-2053
広島営業所 TEL.(082)292-6775 FAX.(082)291-9309
福岡営業所 TEL.(092)595-8880 FAX.(092)595-8882

テクニカル相談室 TEL 0120-911-232（土日祝を除く。8：00～18：00）
FAX 0120-911-832（電子メールでのお問い合わせ e-call@elephant.co.jp）

●システムで省力化に奉仕する象印特約店

※仕様及び寸法は改良のため予告なく変更することがあります。 2010.10.5,000 Ⓜ